

平成29年度B地区茅ヶ崎自治会

12月3日 臨時総会議事録

- ・ 日時：平成29年12月3日(日) 13:00～14:00
- ・ 327世帯中、出席31名、委任状260名、世帯数の2/3以上の出席
自治会規約第11条により総会成立

記

1. 議題および主旨説明

1) 議題

B地区茅ヶ崎「自治会規約」(事業運営委員の選出)の項 規約改定
第5章 選挙 第14条に下線部分を追加する

第5章 選挙

(事業運営委員の選出)

第14条 役員は各街区より選出され、街区を代表する。原則として輪番で選出される。

役員の中から会長・副会長・会計・会計監査・各部長、各部員が、選挙管理委員会及び「事業運営委員選出内規」によって選出され、総会に於いて信任を得る。

ただし、本規定第3条に定める会員は、会長・副会長・総務部長に立候補することができる。

2) 主旨

当B地区茅ヶ崎自治会におきましても、世間一般に言われておりますように高齢化が進み自治会運営にもその影響が出始めております。

そこで自治会運営を円滑に進めていくために自治会規約の改定を提案いたします。現在の自治会規約では街区委員でないと自治会役員にはなれないことになっており、自治会員の中から広く役員となる人材を募集するため会長・副会長・総務部長の三役については自治会員全員が立候補できるよう上記規約改定を提案します。

上記自治会規約 第5章 選挙 第14条に下線部分を加えることにより、自治会員全員が会長・副会長・総務部長に立候補することができることになる。

2. 意見及び議題に対する答弁

- ・ 資料だけだと役員会でどのような議論があったのか判らないので教えてほしい。
⇒ 高齢化が進んでいて、このまま進んでいくと街区役員のなり手もいなくなり自治会も崩壊してしまうのではとゆう危機感をもっている。
自治会は町を良くしていくのに必要で無くしてはならない組織であるとゆう認識をもっており、やる気のある方が自治会を引っ張って行ってもらいたい。また継続性にも問題がある。三役について広く人材を求めたい。
- ・ なぜ三役だけにしたのか
⇒ 三役のなり手がいない、また輪番制の良いところ
(すべての人が自治会の役員を経験してもらいたい) とゆう所は残しておきたい。

- ⇒ 当自治会が出来た当時は会員も 30,40 代であったが、近年高齢化が顕著になって
ますが活動をストップするわけにはいかない。ファーストステップとして規約改正を
やっていきたい。
- ・ 決めるに当たっては細部にわたって決めておかないと問題が生ずる。立候補した方の任期は
どうなるのか、決まりは明らかにしておくべきだ。
⇒ 任期はある程度必要かもしれない。
- ・ 再選はOKとしても任期を決めてもらった方が良いのでは。
⇒ 今回はこれで決めて頂いて、4月の総会で決めていく方向でいきたい。
⇒ 再選については4月の総会で一年々の更新時、信任を取ればよい。
- ・ 街区で役員が2名出た時の街区役員の順番はどうなるのか。
⇒ 次にまわしてやってもらう。
- ・ 立候補したが選任されなかった時はどうするか、役員会に残ってもらう様な
救済方法があるのか。
⇒ そうゆう形は作りたい。
- ・ 同じ街区から3人立候補した時にはどうなるのか、街区役員を兼ねるのか。
⇒ 会長・副会長・総務部長は街区役員（輪番制）とは別枠でうごく。
- ・ 立候補した人は街区役員を兼務できるのか。
⇒ 有りうる。
- ・ 自治会長へ電話での問合せがあった、規約3条の自治会員の資格について
（以下は要約で正規の条文ではない）
①区域内に居住する世帯主 ②不在地主等これに準ずる者 ③やむを得ない理由が
ある場合は区域外居住者の入会を妨げない、となっている 外から来られる事もあり得る
これで問題は無いのか。③の場合例えば：こちらにご老人がお住まいで、区域外居住する
その息子さんが面倒をみており街区役員は私がやりますとうのは、OKとなる。
そうゆう事もあり得るとご承知おき願います。
- ・ 三役になった人は街区役員を兼務するのか規約に書いた方が良いのでは。
⇒ 街区役員は輪番、三役については広く人材を求めるところに重きをおいている。
規約改正まで入り込むと大変な作業になるので、そこまではやっていない。
- ・ 自治会員の資格について世帯主に限定しないで世帯の家族に変更した方が良いのでは。
⇒ 世帯主となっているが実際には家族とゆう事でうごいてる。
何十年も問題になっていないので、このままでいきたい。
- ・ 〈意見〉これを機にご家庭内にいらっしゃる若い方にぜひ三役に立候補してもらいたい。
- ・ 〈意見〉立候補者がいない時は継続性の面からも、ぜひ現役員が立候補してもらいたい。
新しい人だけだと6月位迄は新しい組織を作るのに精一杯で、ようやく
夏祭りあたりから本格始動になるのでその面でもやって頂けたらと思う。

3. 議決

B 地区茅ヶ崎「自治会規約」(事業運営委員の選出)の項 規約改定
第5章 選挙 第14条の改定について原案どうり承認された。

- * 今回いただいたご意見は、今後のよりよい自治会作りに生かしていきたいと
考えていますので、今後ともご協力よろしく申し上げます。

以上